

新型コロナウイルスによる 自立支援医療受給者証(精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳の更新

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

新型コロナウイルスの影響で、再認定・更新申請時に必要な診断書の添付が困難なことから、自立支援医療受給者証(精神通院医療)有効期間の延長及び精神障害者保健福祉手帳更新時の診断書添付について猶予期間を設けることになりました。

対象となる方

令和2年3月1日～令和3年2月28日に自立支援医療受給者証(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の有効期間が終了する方で再認定・更新の申請をしていない方が対象。

※既に再認定・更新申請済みで、新しい受給者証及び精神手帳をお持ちの方は有効期間に変更ありません。そのままご利用ください。

申請について

自立支援医療受給者証 (精神通院医療)

現在の受給者証に記載された有効期間に1年加えた期間を新たに設定します。有効期間は自動で延長されます。手続きはありません。

(例)有効期限 令和2年7月31日の場合

新たな有効期限「令和2年8月1日～令和3年7月31日」が自動設定されます。

▶延長後の有効期間に書き換えたい方
受給者証を地域福祉係窓口までお持ちください。

※有効期間延長後の日付の書き換えを行わなくても、受給者証は利用することができます。

※新規申請や変更申請など(追加申請、負担額変更申請)については申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

更新申請が必要です。新型コロナウイルスの影響で診断書の添付が困難な場合は、診断書添付の猶予期間を1年間設けることができます。

対象となる方は、更新申請時に窓口でご相談ください。

※診断書の提出を省略するものではありません。必ず猶予期間内に診断書をご提出ください。

※診断書の添付が困難な方が該当。可能な方は診断書を添付してご申請ください。

※年金証書を使用し更新申請をされている方は通常通り診断書の添付が必要となります。



のどに向けた右手の親指と人差し指を



ななめ下へ引きながら閉じる



第36回

「好き(希望)」

手話モデル 木村 恵 さん
(赤平手話の会)

まちの話題

photo news



(市内一円)

6/13

赤平市商店街 街路灯清掃

赤平電業協会(有)麻生電設、相栄電機(株)、(有)三浦電機商会、(有)三好電機工事店)様に地域貢献ボランティアで街路灯清掃をしていただきました。

まるで新品！
ピカピカになりました！

池松さん、
ありがとうございました。



(文京保育所)

文京保育所田植え体験

6/5

平岸新光町にお住まいの池松洋一さんに子どもたちのための田植え体験をしていただきました。今年は新型コロナウイルス対策のため、田んぼで行なうことはできませんでしたが、用意していただいたミニ田んぼセットを使い交代で体験しました。泥の感触に興奮しつつも、上手に苗を植えることができました！



(若葉保育所)

若葉保育所田植え体験

6/5



(市役所)

金滴酒造(株) 酒粕受領式

6/8

金滴酒造(株)様から酒粕をいただき、6月1日から再開された病院の「ぼらん亭」で甘酒として振る舞われました。ありがとうございました。

ご支援ありがとうございます



(市役所)

子ども用マスクなどの寄贈

5/18

末廣屋電機(株)様から、子ども用マスクなどをご寄贈いただきました。教育現場など、マスクが不足しています。ありがとうございました。